

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 別表第1
- (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別表第2

附 則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則の施行の日(平成31年4月2日)から施行する。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
目次		目次	
条	見出し	条	見出し
第二十九条	工場等周辺における <u>直接線</u> 等からの防護	第二十九条	工場等周辺における <u>直接ガンマ線</u> 等からの防護
<p>第3条（設計基準対象施設の地盤） <u>別記1のとおりとする。ただし、兼用キャスク及びその周辺施設（以下「兼用キャスク貯蔵施設」という。）については、別記4のとおりとする。</u></p>		<p>第3条（設計基準対象施設の地盤） <u>別記1のとおりとする。</u></p>	
<p>第4条（地震による損傷の防止） 別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については<u>以下のとおりとし、兼用キャスク貯蔵施設については別記4のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">一・二 （略）</p>		<p>第4条（地震による損傷の防止） 別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">一・二 （略）</p>	
<p>第5条（津波による損傷の防止） <u>別記3のとおりとする。ただし、兼用キャスク貯蔵施設については、別記4のとおりとする。</u></p>		<p>第5条（津波による損傷の防止） <u>別記3のとおりとする。</u></p>	
<p>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） 1 <u>第1項</u>は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除</p>		<p>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） 1 <u>第6条</u>は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除</p>	

改正後	改正前
<p>く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p>	<p>く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>9 <u>兼用キャスク貯蔵施設については、別記4のとおりとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）</p>	<p>第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）</p>
<p>1～4 （略）</p>	<p>1～4 （略）</p>
<p>5 第2項第2号に規定する「<u>キャスク</u>」とは、使用済燃料の収納後にその内部を乾燥させ、使用済燃料を不活性ガスとともに封入（装荷）し貯蔵する容器をいい、キャスク本体、蓋部（二重）及びバスケット等で構成される。</p>	<p>5 第2項第2号に規定する「<u>乾式キャスク</u>」とは、使用済燃料の収納後にその内部を乾燥させ、使用済燃料を不活性ガスとともに封入（装荷）し貯蔵する容器をいい、キャスク本体、蓋部（二重）及びバスケット等で構成される。</p>
<p>6・7 （略）</p>	<p>6・7 （略）</p>
<p>8 第4項において、<u>兼用キャスク以外のキャスクの設計の妥当性</u>については、「原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について」（平成4年8月27日原子力安全委員会了承）に基づき確認する。なお、<u>工場等周辺における線量の評価については、第29条の規定による。</u></p>	<p>8 第4項における<u>乾式キャスクの設計の妥当性</u>については、「原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について」（平成4年8月27日原子力安全委員会了承）に基づき<u>確認する。</u></p>
<p>9 <u>第2項第1号ハ及び第4項において、兼用キャスクの設計については、別記4のとおりとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第29条（<u>工場等周辺における直接線等からの防護</u>）</p>	<p>第29条（<u>工場等における直接ガンマ線等からの防護</u>）</p>
<p>1 第29条に規定する「<u>工場等周辺の空間線量率が十分に低減できる</u>」とは、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について</u>」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を踏まえ、<u>ALARAの考え方</u>の下、空気カーマで<u>1年間当たり50マイクログレイ</u></p>	<p>1 第29条に規定する「<u>十分に低減できる</u>」とは、<u>ALARAの考え方</u>の下、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について</u>」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を踏まえ、空気カーマで<u>年間当たり50マイクログレイ以下</u>となるように施設を設計し</p>

改正後	改正前
<p><u>以下（工場等内にキャスクを設置する場合にあっては、工場等内の他の施設からのガンマ線とキャスクからの中性子及びガンマ線とを合算し、実効線量で1年間当たり50マイクロシーベルト以下）となることを目標に、周辺監視区域外における線量限度（1年間当たり1ミリシーベルト）を十分下回る水準となるよう施設を設計することをいう。</u></p> <p>（別記3）</p> <p>第5条（津波による損傷の防止）</p> <p>1 <u>第5条第1項</u>に規定する「基準津波」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定すること。また、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定すること。</p> <p>また、基準津波の時刻歴波形を示す際は、敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における津波を用いること。</p> <p>なお、基準津波の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第5条第1項</u>の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一～七 （略）</p>	<p><u>管理することをいう。このように設計及び管理されている場合においては線量を評価する必要はない。</u></p> <p>（別記3）</p> <p>第5条（津波による損傷の防止）</p> <p>1 <u>第5条</u>に規定する「基準津波」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定すること。また、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定すること。</p> <p>また、基準津波の時刻歴波形を示す際は、敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における津波を用いること。</p> <p>なお、基準津波の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第5条</u>の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一～七 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(別記4)</u> 兼用キャスク貯蔵施設の設置に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p><u>第3条（設計基準対象施設の地盤）</u></p> <p><u>1 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、兼用キャスク貯蔵施設について、自重その他の貯蔵時に想定される荷重に加え、第4条第2項の規定により算定する地震力（兼用キャスクにあっては、基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。なお、兼用キャスクについては、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる。</u></p> <p><u>また、「安全機能が損なわれない方法」とは、以下のいずれかの方法をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・兼用キャスクを基礎等に固定し、かつ、基準地震動による地震力が地盤に作用することによりその安全機能（第16条第2項第1号ハ及び第4項第1号から第3号までに示す臨界防止機能、遮蔽機能、除熱機能及び閉じ込め機能をいう。以下別記4において同じ。）を損なわない方法</u> <u>・兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法</u> <p><u>ここで、輸送荷姿（兼用キャスクの両端に緩衝体を取り付けた状態であって、車両運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>規則（昭和53年総理府令第57号）第1条第1号の車両運搬をいう。）時の荷姿をいう。以下同じ。）その他の兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能が損なわれないものとする。</u></p> <p><u>2 第3条第2項については、本規程別記1第3条第2項のとおりとする。また、輸送荷姿その他の兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、地盤が変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがないものとする。</u></p> <p><u>3 第3条第3項については、本規程別記1第3条第3項のとおりとする。また、輸送荷姿その他の兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、その安全機能が損なわれないものとする。</u></p> <p><u>第4条（地震による損傷の防止）</u></p> <p><u>1 周辺施設を設置する場合、第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、当該周辺施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。その際、以下のとおりとすること。</u></p> <p><u>一 耐震設計については、本規程別記2第4条第3項第3号の規定を準用すること。</u></p> <p><u>二 第4条第2項の規定による地震力の算定については、本規程別記2第4条第4項第2号の規定（Cクラスに属する施設に適用されるものに限る。）を準用すること。</u></p> <p><u>2 第4条第6項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでな</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>なければならない」ことを満たすために、兼用キャスクの設計に当たっては、以下の方針によること。</u></p> <p><u>一 第6項に規定する地震力（以下「第6項地震力」という。）に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものであること。ただし、輸送荷姿により設置する場合は第6項地震力によって安全機能が損なわれるおそれがないものとし、輸送荷姿以外の兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する場合は、第6項地震力による兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能が損なわれるおそれがないものとする。</u></p> <p><u>二 兼用キャスクについては、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と第6項地震力を組み合わせた荷重条件に対して、当該兼用キャスクに要求される機能を保持すること。また、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、当該兼用キャスクに要求される機能に影響を及ぼさないこと。ただし、兼用キャスクの閉じ込め機能を担保する部位は、上記の荷重条件に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</u></p> <p><u>三 兼用キャスクは、周辺施設からの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、第6項地震力を適用すること。また、上記の「兼用キャスクは、周辺施設からの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」を満たすために、少なくとも次に示す事項について、兼用キャスクがその安全機能を損なわないことを確認するこ</u></p>	

改正後	改正前
<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置地盤、地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 ・兼用キャスク間の相互影響 ・兼用キャスクと周辺施設との相互影響（周辺施設の損傷、転倒、落下等による兼用キャスクへの影響を含む。） <p>3 <u>第6項地震力の設定に当たっては、以下の方針によること。</u></p> <p>一 <u>第1号に規定する「兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの」については、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる地震力等を定める告示（平成31年原子力規制委員会告示第2号。以下「兼用キャスク告示」という。）第1条によるものとする。 ・水平地震力及び鉛直地震力については、同時に不利な方向の組合せで作用させること。 <p>二 <u>第2号に規定する「基準地震動」の策定に当たっては、本規程別記2第4条第5項の方針によること。</u></p> <p>三 <u>第2号に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、本規程別記2第4条第7項の方法によること。</u></p> <p>4 <u>第4条第7項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」ことを満たすために、兼用キャスクの周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>去、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずることにより、兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがないようにすること。</u></p> <p><u>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</u></p> <p><u>一 安定性の評価対象は、兼用キャスクが設置される場所を考慮し、兼用キャスクに影響を与えるおそれのある斜面とすること。</u></p> <p><u>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性、地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</u></p> <p><u>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ、地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</u></p> <p><u>第5条（津波による損傷の防止）</u></p> <p><u>1 第5条第2項の津波の設定に当たっては、以下の方針によること。</u></p> <p><u>一 第1号に規定する「兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの」については、兼用キャスク告示第2条によるものとする。</u></p> <p><u>二 第2号に規定する「基準津波」の策定に当たっては、本規程別記3第5条第1項及び第2項によること。</u></p> <p><u>2 第5条第2項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」を満たすために、兼用キャスクの設計に当たっては、以下の方針によること。</u></p> <p><u>一 兼用キャスク告示第2条に定める津波に対する兼用キャスクの設計については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>・津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>損なわれるおそれがないものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>上記の「漂流物の衝突」については、質量 100 トンの漂流物の衝突とすること。</u> ・<u>上記の波力及び衝突による荷重については、同時に作用させること。</u> <p>二 <u>「基準津波」に対する兼用キャスクの設計については、本規程別記 3 第 5 条第 3 項中、S クラスに属する施設に関する規定を準用する。</u></p> <p><u>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）</u></p> <p>1 <u>第 6 条第 4 項及び第 6 項は、第 4 項の自然現象及び第 6 項の人為による事象に対して兼用キャスクが安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</u></p> <p>2 <u>第 6 条第 4 項に規定する「自然現象」については、以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>第 1 号に規定する「兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの」については、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>兼用キャスク告示第 3 条によるものとする。</u> ・<u>竜巻による飛来物の衝突に対して、その安全機能を損なわないものであること。</u> <p>二 <u>第 2 号に規定する「森林火災」については、本規程第 6 条第 2 項及び第 3 項のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>第 6 条第 6 項に規定する「人為による事象」については、本規程第 6 条第 8 項のとおりとする。</u></p> <p><u>第 16 条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）</u></p>	

改正後	改正前
<p>1 <u>第16条第2項第1号ハに規定する「臨界に達するおそれがない」とは、第5項に規定するもののほか、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「貯蔵事業許可基準規則解釈」という。）第3条に規定する金属キャスクの設計に関する基準を満たすことをいう。</u></p> <p>2 <u>第16条第4項第1号に規定する「適切な遮蔽能力を有する」とは、第5項に規定するもののほか、以下をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>貯蔵事業許可基準規則解釈第4条第1項第3号に規定する金属キャスクの設計に関する基準を満たすこと。</u> ・<u>兼用キャスク表面の線量当量率が1時間当たり2ミリシーベルト以下であり、かつ、兼用キャスク表面から1メートル離れた位置における線量当量率が1時間当たり100マイクロシーベルト以下であること。</u> ・<u>貯蔵建屋（工場等内において兼用キャスクを収納する建物をいう。以下この条において同じ。）を設置する場合には、当該貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下したときにおいても、工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度を超えないこと。なお、当該貯蔵建屋が損傷したときからその遮蔽機能の応急の復旧が完了するまでの間は、第29条に規定する「通常運転時」には当たらない。</u> <p>3 <u>第16条第4項第2号に規定する「崩壊熱を適切に除去することができる」とは、第5項に規定するもののほか、貯蔵事業許可基準規則解釈第6条並びに第17条第1項第2号（貯蔵建屋を設置する場合に限る。）及び第3号に規定する金属キャスクの設計に関する基準を満たすことをいう。</u></p> <p>4 <u>第16条第4項第3号に規定する「放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができる」とは、次項に規定するもののほか、貯蔵事業許可基準規則解釈第5条第1項第1号及び第</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>2号並びに第17条第1項第1号に規定する金属キャスクの設計に関する基準を満たすことをいう。</u></p> <p>5 <u>第16条第2項第1号ハ及び同条第4項各号を満たすため、兼用キャスクは、当該兼用キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保する設計とすること。ここで、「兼用キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保する設計」とは、以下を満たす設計をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・設計貯蔵期間を明確にしていること。</u> <u>・設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境条件下での経年変化を考慮した材料及び構造であること。</u> 	

別表第2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>第2章 設計基準対象施設</u></p> <p>第4条（設計基準対象施設の地盤）</p> <p>1 第4条に規定する「十分に支持することができる」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第3条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設について、以下のいずれかを満たすことをいう。</u></p> <p>一 <u>兼用キャスク貯蔵施設以外の設計基準対象施設にあっては、自重や運転時の荷重等に加え、設置許可基準規則第3条第1項の地震力（耐震重要度分類（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の第4条の解釈中2に規定する耐震重要度分類をいう。以下同じ。）の各クラスに応じて設置許可基準規則第4条第2項の規定により算定する地震力（設置許可基準規則第3条第1項に規定する耐震重要施設にあっては、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第4条第3項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有すること。</u></p> <p>二 <u>兼用キャスク貯蔵施設にあっては、自重その他の貯蔵時に想定される荷重に加え、設置許可基準規則第4条第2項の規定により算定する地震力（兼用キャスクにあっては、基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有すること。</u></p>	<p><u>第3章 設計基準対象施設</u></p> <p>第4条（設計基準対象施設の地盤）</p> <p>1 第4条の規定は、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第3条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設について、自重や運転時の荷重等に加え、設置許可基準規則第3条第1項の地震力（耐震重要度分類（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の第4条の解釈中2に規定する耐震重要度分類をいう。以下同じ。）の各クラスに応じて設置許可基準規則第4条第2項の規定により算定する地震力（設置許可基準規則第3条第1項に規定する耐震重要施設にあっては、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第4条第3項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有することをいう。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>第4条に規定する「安全機能が損なわれない方法」とは、設置許可基準規則第3条第1項の方法をいう。</u></p> <p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第3項の規定は、設置許可基準規則第4条第4項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第4条第3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を<u>講ずる</u>こと及びその機能を維持していることをいう。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>第5項の規定は、設置許可基準規則第4条第6項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、兼用キャスクが、同項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</u></p> <p>7 <u>第6項の規定は、設置許可基準規則第4条第7項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、同項の斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、兼用キャスクの安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持していることをいう。</u></p> <p>第6条（津波による損傷の防止）</p> <p>1 <u>第1項の規定は、設置許可基準規則第5条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、基準津波（設置許可基準規則第5条第1項に規定する基準津波をいう。以下同じ。）により設計基準対象施設の安全性を損なわないよう、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第3項の規定は、設置許可基準規則第4条第4項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第4条第3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を<u>講じる</u>こと及びその機能を維持していることをいう。</p> <p>5 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条（津波による損傷の防止）</p> <p>1 <u>第6条</u>の規定は、設置許可基準規則第5条の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、基準津波（設置許可基準規則第5条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）により設計基準対象施設の安全性を損なわないよう、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設置等の措置</p>

改正後	改正前
<p>設置等の措置を講じていること並びにそれらの機能を維持していることをいう。</p> <p><u>2 第2項の規定は、設置許可基準規則第5条第2項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波に対して兼用キャスクが機能を維持していることをいう。</u></p> <p>第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならない」には、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。</p> <p>3 第2項に規定する「事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの」には、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害等の敷地及び敷地周辺の状況から生じうる事故を含む。</p> <p>4・5 （略）</p> <p><u>6 第4項及び第5項に規定する「適切な措置を講じなければならない」には、供用中における運転管理等の運用上の措置及び対象とする発生源から一定の距離を置くことを含む。</u></p> <p>第19条（流体振動等による損傷の防止）</p> <p>1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。</p> <p>（略）</p> <p>2 「温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けな</p>	<p>を講じていること並びにそれらの機能を維持していることをいう。</p> <p>（新設）</p> <p>第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。</p> <p>3 第2項に規定する「事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」には、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害等の敷地及び敷地周辺の状況から生じうる事故を含む。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第19条（流体振動等による損傷の防止）</p> <p>1 「流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講ずること。</p> <p>（略）</p> <p>2 「温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けな</p>

改正後	改正前
<p>いように施設しなければならない」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S017)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止措置を<u>講ずる</u>こと。</p>	<p>いように施設しなければならない」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S017)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止措置を<u>講じる</u>こと。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 配管内円柱状構造物の流力振動及び配管の高サイクル熱疲労については、一次冷却材が循環する施設として、原子炉冷却材浄化系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)(BWR)及び化学体積制御系、余熱除去系(PWR)を含めて措置を<u>講ずる</u>こと。</p>	<p>3 配管内円柱状構造物の流力振動及び配管の高サイクル熱疲労については、一次冷却材が循環する施設として、原子炉冷却材浄化系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)(BWR)及び化学体積制御系、余熱除去系(PWR)を含めて措置を<u>講じる</u>こと。</p>
<p>第26条(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>	<p>第26条(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p>
<p>1～17 (略)</p>	<p>1～17 (略)</p>
<p>18 第2項第6号に規定する「<u>キャスク</u>」とは、金属キャスクのことをいい、第1号及び第2号で規定する臨界防止機能及び除熱機能に加え、第6号の要件を満足すること。また、兼用キャスク以外のキャスクにあつては「<u>原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について(平成4年8月27日原子力安全委員会了承)</u>」の要件を満足すること。</p>	<p>18 第2項第6号に規定する「<u>乾式キャスク</u>」は、金属キャスクのことをいい、第1号及び第2号で規定する臨界防止機能及び除熱機能に加え、第6号の要件及び「<u>原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について(平成4年8月27日原子力安全委員会了承)</u>」の要件を満足すること。</p>
<p>19・20 (略)</p>	<p>19・20 (略)</p>
<p>第35条(安全保護装置)</p>	<p>第35条(安全保護装置)</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>3 第5号に規定する「必要な措置が講じられているものであること」とは、外部ネットワークと物理的な分離又は機能的な分離を行うこと、有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作及びウイルス等の侵入を防止すること、物理的及び電氣的アクセスの制限を設けることにより、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイ</p>	<p>3 第5号に規定する「必要な措置が講じられているものであること」とは、外部ネットワークと物理的な分離又は機能的な分離を行うこと、有線又は無線による外部ネットワークからの遠隔操作及びウイルス等の侵入を防止すること、物理的及び電氣的アクセスの制限を設けることにより、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイ</p>

改正後	改正前
<p>ルス等の侵入を防止すること等の措置を<u>講ずる</u>ことをいう。なお、ソフトウェアの内部管理を強化するために、ウイルス等によるシステムの異常動作を検出させる場合には以下の機能を有すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) JEAC4620 の 4. 5 及び解説－6 の適用に当たっては、デジタル安全保護系は、試験時を除き、計測制御系からの情報を受けないこと。試験時に、計測制御系からの情報を受ける場合には、計測制御系の故障により、デジタル安全保護系が影響を受けないよう措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>ルス等の侵入を防止すること等の措置を<u>講じる</u>ことをいう。なお、ソフトウェアの内部管理を強化するために、ウイルス等によるシステムの異常動作を検出させる場合には以下の機能を有すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) JEAC4620 の 4. 5 及び解説－6 の適用に当たっては、デジタル安全保護系は、試験時を除き、計測制御系からの情報を受けないこと。試験時に、計測制御系からの情報を受ける場合には、計測制御系の故障により、デジタル安全保護系が影響を受けないよう措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
<p>第 4 0 条 (廃棄物貯蔵設備等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 項に規定する「汚染が広がらないように施設」とは、ドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を<u>講ずる</u>こと。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第 4 0 条 (廃棄物貯蔵設備等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 項に規定する「汚染が広がらないように施設」とは、ドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を<u>講じる</u>こと。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>第 4 2 条 (生体遮蔽等)</p> <p>1 第 1 項においては、第 2 項で規定する従事者の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に施設すること<u>に加えて</u>、発電用原子炉施設から周辺監視区域境界までの距離とあいまって、敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度(年間 1 m S v) に比べ十分下回る水準とすること。ここで、「十分下回る水準」</p>	<p>第 4 2 条 (生体遮蔽等)</p> <p>1 第 1 項においては、第 2 項で規定する従事者の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に施設すること<u>及び</u>発電用原子炉施設と周辺監視区域境界までの距離とあいまって、敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度(年間 1 m S v) に比べ十分下回る水準とすること。ここで、「十分下回る水準」とは、</p>

改正後	改正前
<p>とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）」を踏まえ、<u>空気カーマで年間50 μGy程度（工場等内にキャスクを設置する場合にあっては、工場等内の他の施設からのガンマ線とキャスクからの中性子及びガンマ線とを合算し、実効線量で年間50 μSv程度）をいう。</u></p>	<p>「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）」に記載の空気カーマで年間50 μGy程度をいう。</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>第44条（原子炉格納施設）</p>	<p>第44条（原子炉格納施設）</p>
<p>1～8 （略）</p>	<p>1～8 （略）</p>
<p>9 第2号ハ（2）に規定する「配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの」とは、BWRの原子炉圧力容器計装用及び格納容器計装用の配管、PWRの格納容器圧力検出用の計測用配管、BWRの制御棒駆動水圧系配管のように安全上重要な計測系配管又は制御系配管であって、口径が小さい配管をいう。</p>	<p>9 第2号ハ（2）に規定する「配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの」とは、BWRの原子炉圧力容器計装用及び格納容器計装用の配管、PWRの格納容器圧力検出用の計測用配管、BWRの制御棒駆動水圧系配管のように安全上重要な計測系配管又は制御系配管であって、口径が小さい配管をいう。</p>
<p>ここで、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される一次格納容器を貫通する計測系配管について隔離弁を設けない場合には、オリフィス又は過流量防止逆止弁の設置等流出量抑制対策を講ずること。</p>	<p>ここで、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される一次格納容器を貫通する計測系配管について隔離弁を設けない場合には、オリフィス又は過流量防止逆止弁の設置等流出量抑制対策を講じること。</p>
<p>10～19 （略）</p>	<p>10～19 （略）</p>
<p>第76条（緊急時対策所）</p>	<p>第76条（緊急時対策所）</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>a)～d) （略）</p>	<p>a)～d) （略）</p>
<p>e) （略）</p>	<p>e) （略）</p>
<p>① （略）</p>	<p>① （略）</p>
<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員</p>	<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員</p>

改正後	改正前
<p>は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>f) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>f) (略)</p> <p>2 (略)</p>